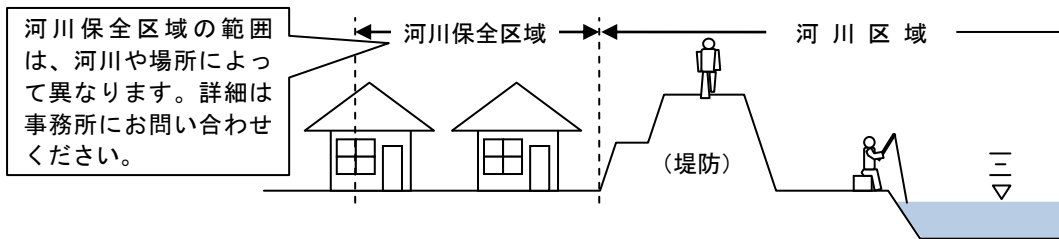


河川付近の土地で住宅等を建築するに当たって、 河川法の許可が必要な場合があります。

1 許可が必要な場所（河川保全区域）

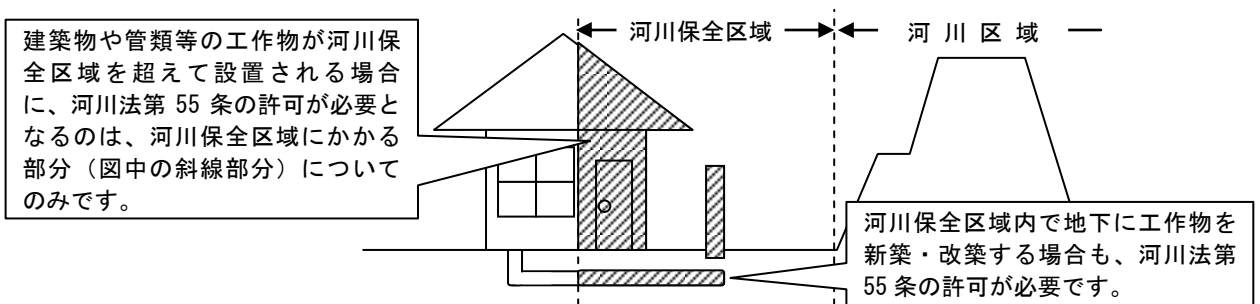
河川法では、堤防、水門などの河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定し、特定の行為を制限しています（河川法第 55 条）。河川保全区域で特定の行為を行うには、河川管理者に申請し、許可を受ける必要があります。



2 許可が必要な行為（河川法第 55 条による行為の制限）

河川保全区域で制限されている行為は、次のとおりです（地下における行為も含まれます）。いずれの場合も、河川保全区域にかかる部分についてのみ許可が必要となります。

- ①土地の掘さく、盛土、切土、その他土地の形状変更
- ②工作物の新築、改築（除却の場合は許可不要です。）



※ ただし、次の場合には、原則として許可は必要ありません。

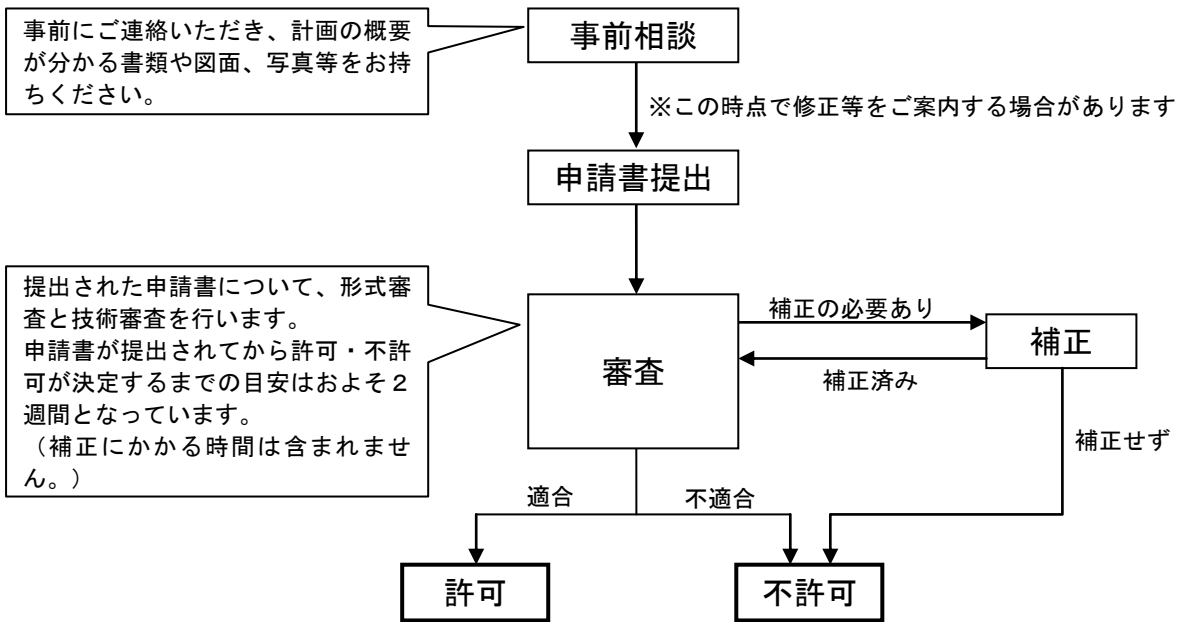
（施行令第 34 条）

- ・ 耕うん
- ・ 堤内の土地（堤防によって守られる側の宅地等）で、堤防等河川管理施設の敷地から 5 m 以上離れた土地における、堤防に沿う部分の長さ 20m 未満かつ高さ 3 m 以内の盛土
- ・ 堤内の土地で、堤防等河川管理施設の敷地から 5 m 以上離れた土地における、深さ 1 m 以内の掘さく又は切土

3 申請の流れ

河川法第 55 条の許可申請に当たっては、所定の資料を添付した上で申請書を提出していただきます。（申請書や添付資料の詳細については、「河川法の許可申請について」を参照してください。）

申請の流れは次のとおりです。



※ 事前相談では、技術職員が計画上の工法等について変更を求めたり、事務職員が書類の書き方や必要な資料について説明をしたりします。申請に先立ち事前相談を行うことで、補正を減らし、結果として許可までの期間が短くなる傾向にあります。事前相談へのご協力をお願いします。

事前相談に当たっては、あらかじめご連絡いただき、日時をご予約の上お越しください。

※ 審査にかかる期間は概ね2週間程度ですが、補正があればその分審査に時間がかかります。工期に余裕をもって、お早めにご相談ください。



【お問い合わせ先】

神奈川県西土木事務所
 許認可指導課
 電話 0465 (83) 5111
 内線 291～295